

羽生市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水の有効利用、災害時等における非常用水等水資源の確保及び雨水の河川等への集中的流出の抑制を図るため、雨水貯留タンクを設置する者に対し、その購入及び設置に要する費用の一部に係る補助金を予算の範囲内で交付することについて、羽生市補助金等の交付手続等に関する規則（平成23年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 雨水貯留タンク 建築物の屋根等に降った雨水を貯留し、庭又は植木の散水等に活用することができる設備で、市販されているものをいう。

(2) 補助対象建築物 市の区域内に存する建築物（国、地方公共団体その他公共団体又はこれらに準じるものが所有する建築物を除く。）をいう。

(補助金の交付要件等)

第3条 補助金の交付の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象建築物を所有し、又は使用し、雨水貯留タンクの設置につき正当な権原を有すること。

(2) 補助対象建築物を、売買を目的に所有していないこと。

2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟（同一の敷地内に複数の建築物がある場合にあつては、それぞれの建築物）につき、1回限りとする。ただし、天災その他補助金の交付を受けた者の責めに帰すことのできない理由により、雨水貯留タンクが破損したときは、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、雨水貯留タンクの購入（設置に係る部品の購入を含む。）及び設置工事に要する費用の合計額の2分の1に相当する額とし、申請1回につき3万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請書の様式等)

第5条 規則第5条の申請書の様式は、羽生市雨水貯留タンク設置補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、市長が別に定める。

3 申請者は、次条第1項に規定する交付決定通知書を受け取るまでは、雨水貯留タンクを設置してはならない。

(交付決定通知書等の様式)

第6条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、羽生市雨水貯留タンク設置補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

2 規則第8条第2項の規定による通知は、羽生市雨水貯留タンク設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(変更等申請書の様式)

第7条 規則第10条の申請書の様式は、羽生市雨水貯留タンク設置補助金交付申請変更等承認申請書（様式第4号）のとおりとする。

2 規則第10条第2項の規定による取消し又は変更を行うときは、羽生市雨水貯留タンク設置補助金交付申請変更等承認書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第14条の報告書の様式は、羽生市雨水貯留タンク設置補助金実績報告書（様式第6号）のとおりとする。

2 前項の報告書は、雨水貯留タンクの設置工事完了後30日以内又は当該年度の3月24日までのいずれか早い日までに市長に提出し

なければならない。

(確定通知書の様式)

第9条 規則第15条の規定による通知は、羽生市雨水貯留タンク設置補助金確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(交付請求書の様式)

第10条 規則第17条第2項の交付請求書の様式は、羽生市雨水貯留タンク設置補助金交付請求書(様式第8号)のとおりとする。

2 市長は、前項の交付請求書の提出を受けたときは、速やかに当該請求者に補助金を交付するものとする。

(返還命令通知書の様式)

第11条 規則第19条の規定による命令は、羽生市雨水貯留タンク設置補助金返還命令書(様式第9号)のとおりとする。

(関係書類の保存)

第12条 規則第21条に規定する帳簿等は、当該補助金の交付が完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(維持管理)

第13条 補助金の交付を受けた者は、雨水貯留タンクの定期的な点検、清掃等適切な維持管理に努めなければならない。

(調査)

第14条 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、当該職員に雨水貯留タンクその他の物件を調査させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。